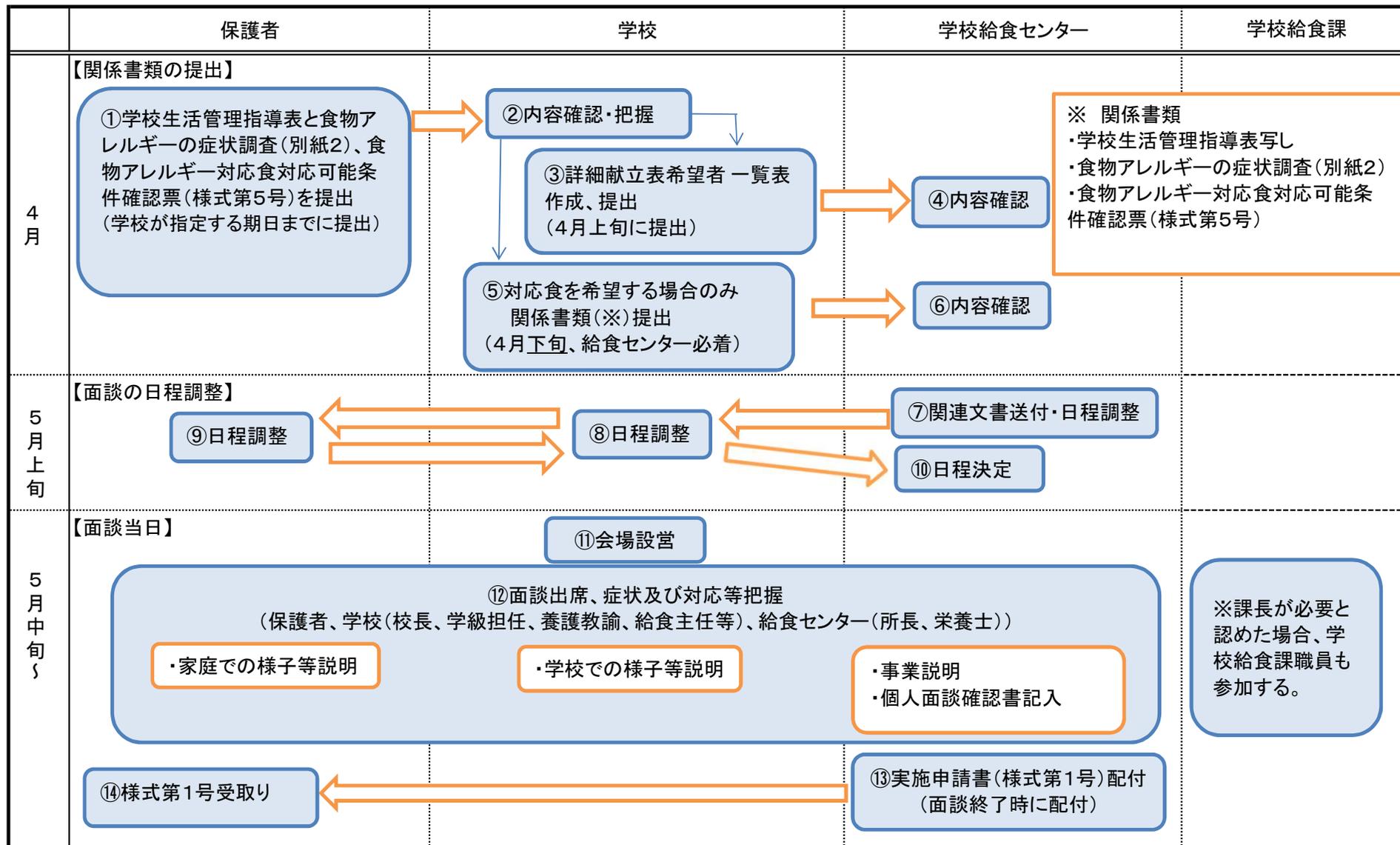


資料1 食物アレルギー対応食提供の流れ

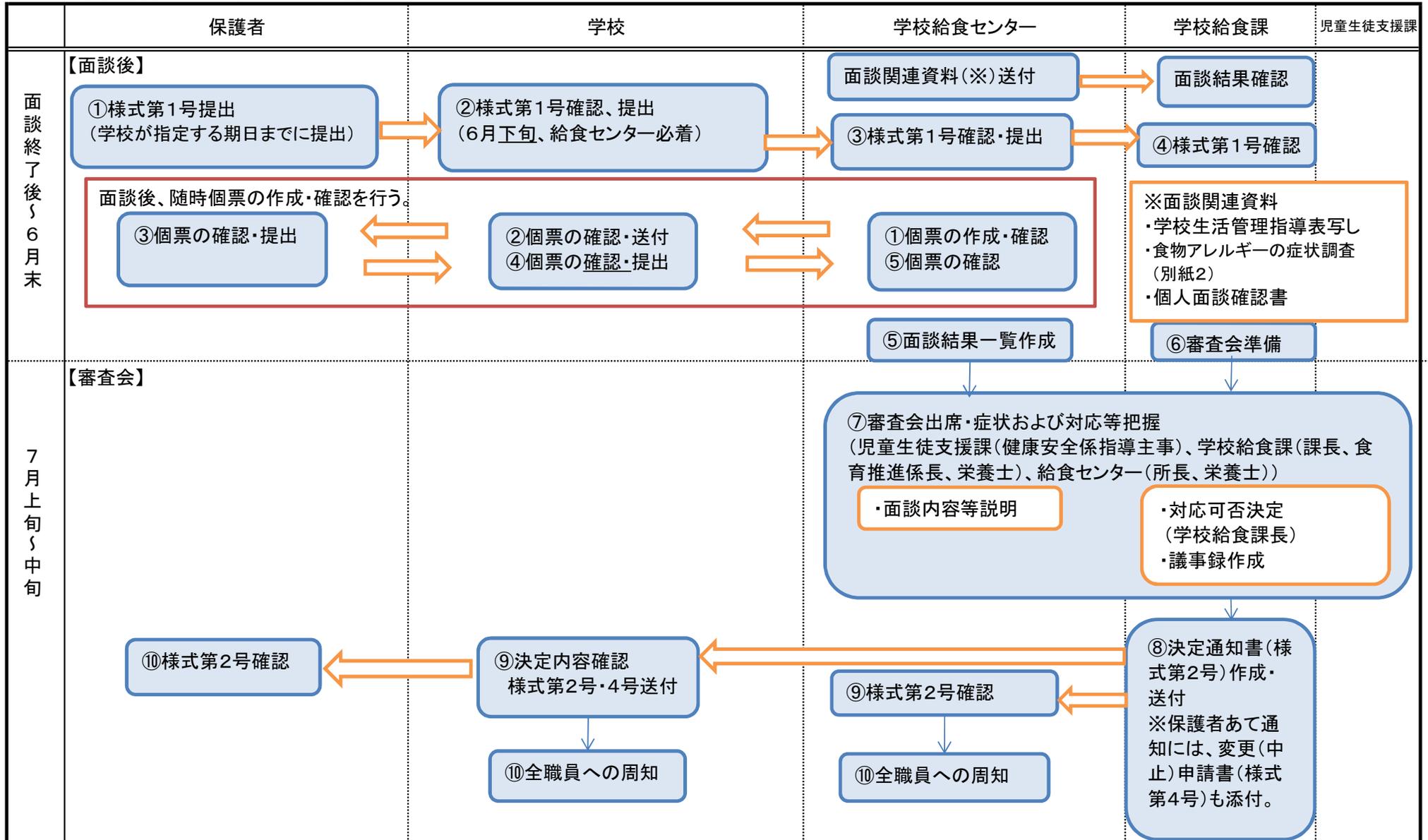
1 新規児童生徒・転入生（学期途中の転入生については随時対応する）

(1) 学校生活管理指導表等提出から面談の実施まで



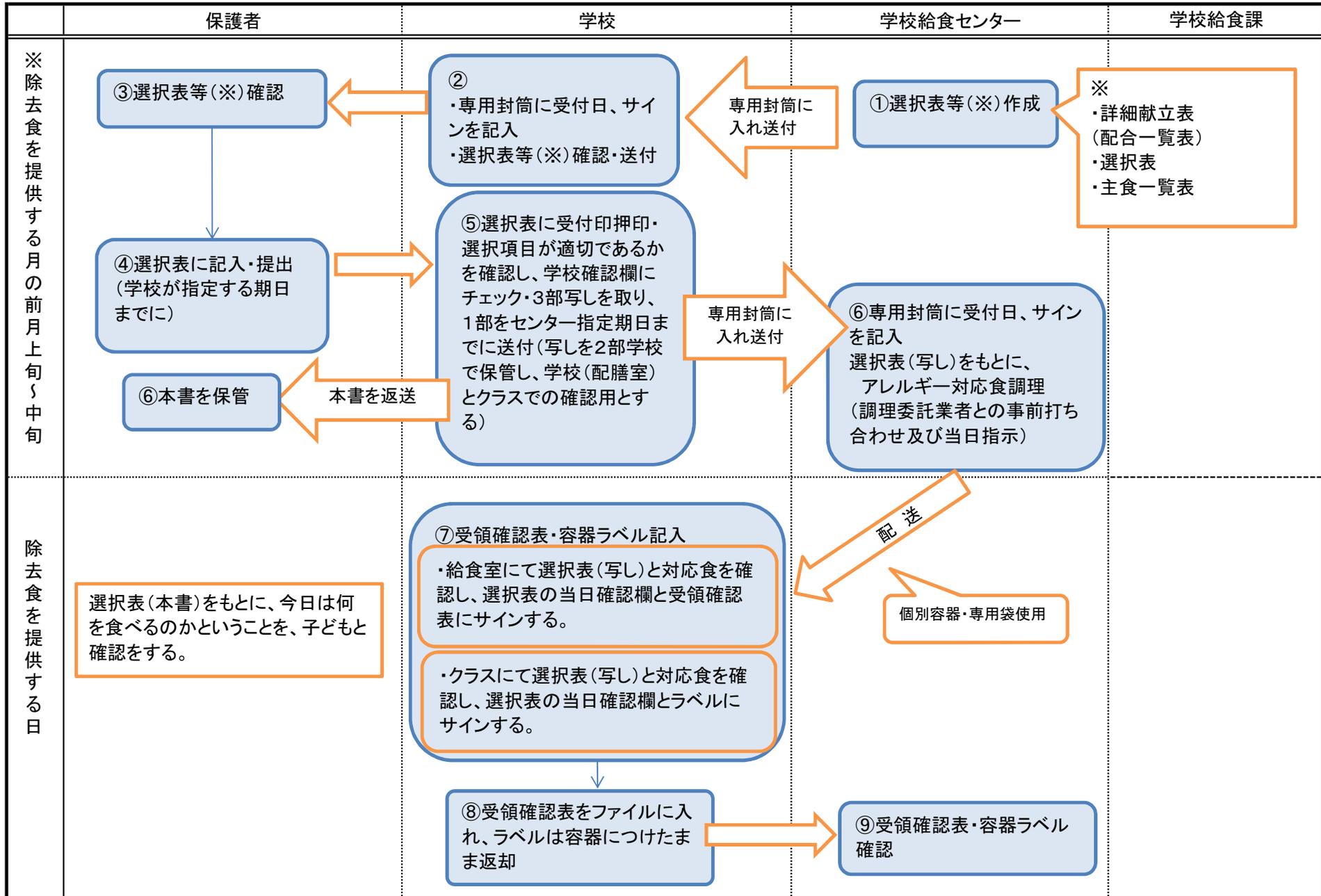
※注:『⑤関係書類提出』については、学校長が除去食対応について必要であると判断した児童生徒の分のみを、学校給食センターへ提出する。

(2) 面談実施後から審査会の実施まで



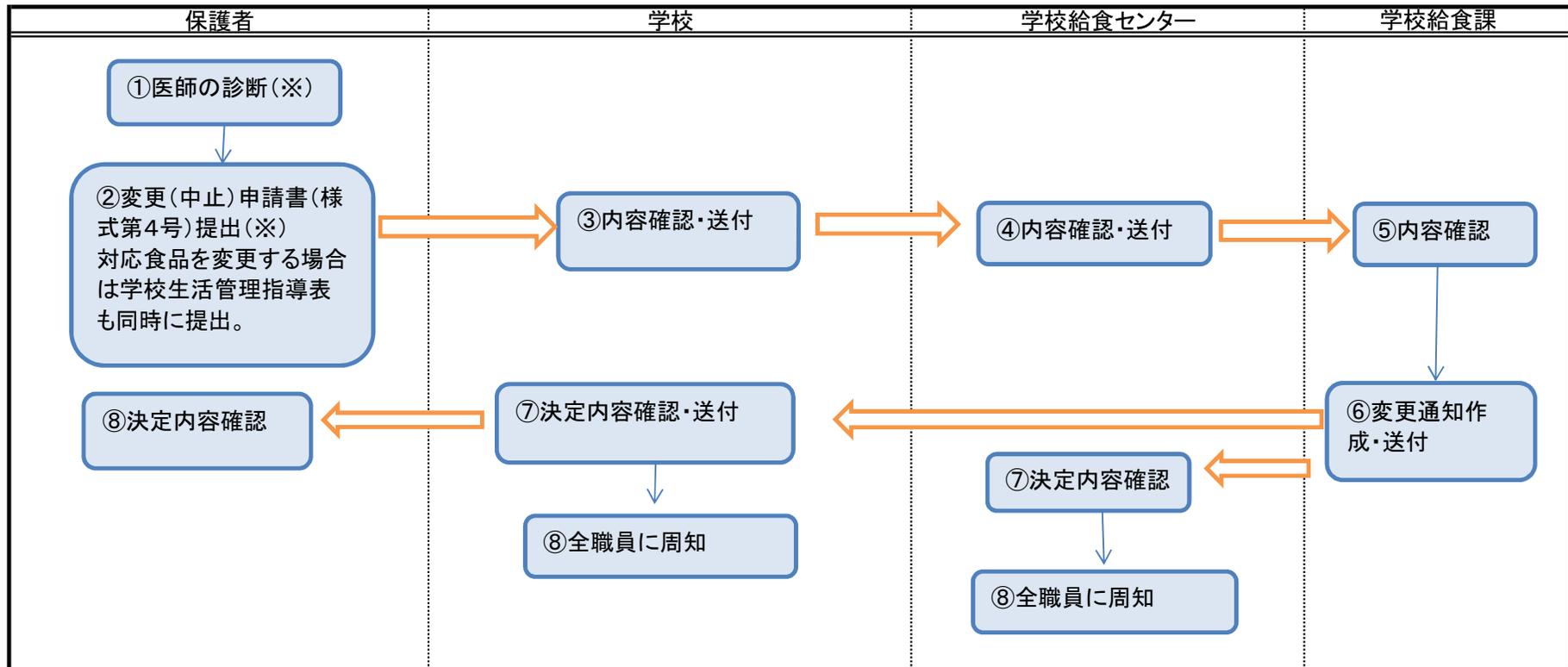
※面談関連資料
 ・学校生活管理指導表写し
 ・食物アレルギーの症状調査(別紙2)
 ・個人面談確認書

(3) 対応開始以降(選択表の配付から除去食の提供まで)



※注: 9月分の選択表については、送付から提出までのやりとりを7月中に行う。

(4) 対応内容変更または中止時の申請



※注:①について、必ず医師の診断を受けてから、変更(中止)申請書を提出する。

※注:②について、対応食の提供を中止する場合は、学校生活管理指導表の提出は不要。

ただし、医師により、特定の食品の除去の必要がないという診断を受け、家庭でも対応食品を含む食品を食べても症状が出ないことを確認してから、申請すること。